

「草莽の志士」型豪農と村・地域

渡 辺 尚 志

はじめに

近世後期から幕末維新期にかけての社会変動を問題にする際には、佐々木潤之介氏に主導された世直し状況論への態度を明確にすることが不可欠である。私自身は、世直し状況論を研究史を大きく前進させた画期的な議論だと評価しつつも、そこにはいくつかの問題点や未解決の点が存在しており、これらの克服を通じてより豊かな歴史像を描きたいと考えている。本稿は、そのための作業の一環をなす。

まず、本稿の課題を提示しておこう。私は、以前に佐々木氏の豪農論を批判して、豪農層に、①「草莽の

志士」型、②在村型豪農Ⅰ、③在村型豪農Ⅱ、の三類型を設定すべきことを述べた⁽¹⁾。そして、後二者の具体的存在形態についてはいささかの実証分析をも行なったが、①については全面的に高木俊輔氏の研究に依拠⁽²⁾していた。そこで、本稿では「草莽の志士」型豪農の一事例を取り上げて、これまでの私の主張をより具体化・豊富化することを第一の課題とする。その際、高木氏の研究が豪農の、志士としての政治的活動に分析の重点を置いていたのに対し、私は豪農の村における社会関係を重視して検討することにした⁽³⁾。

本稿で分析対象とするのは、甲斐国山梨郡下井尻村（現山梨県山梨市）と、そこに住む依田家・井尻家で

表一 下井尻村持高構成表

持高	文化12	明治5
石 1	54人	40人
1~ 5	16	25
5~ 10	5	5
10~ 15	5	
15~ 20	2	3
20~ 30		2
30~ 50	1	2
50~100	1	
100~	1	1

藤村②論文より転載

ある。⁽⁴⁾ 下井尻村については、既に多くの先行研究があり、本稿はこれらの諸研究、とりわけ藤村・山本両氏の研究⁽⁵⁾から多くを学んでいる。ただ、山本氏は、浪人たる依田・井尻両家の中間的性格と浪人身分獲得による新たな矛盾の形成について述べているが、この点については十分深められておらず、さらなる検討が必要だと考える。両家が浪人身分を獲得することで具体的にどの程度の利益を得たのか、またこうした浪人の存在が村方にとっていかなる意味をもったのか、といった点の説明がされなければ、近世後期に豪農層が由緒

を主張して既成の権威に連なろうとする動きの社会的意味が、十全には明らかにならない。そこで、この点の説明を、本稿の第二の課題としたい。

ここで、下井尻村、および依田・井尻両家の概要を、本稿に関わる限りでまとめておこう。下井尻村は甲府盆地東北部の村で、正徳元(一七一)年の検地で村高四六四石一斗八升七合となり、以後幕末まで変化はない。支配は享保九(一七二四)年以降幕領(石和代官所支配)、天保三(一八三二)年以降田安家領(田中代官所支配)であった。家数人別は、天明五(一七八五)年七三軒、二三六人であり、表一に同村の持高による階層構成を示した。

依田家は、元禄三(一六九〇)年に持高一・一七八八石だったのが、宝曆六(一七五六)年には四六二・〇七三一石へと急成長している。その後の同家の持高の推移を表二に示した。表二からわかるように、同家は一八世紀後半に持高を大きく減らし(これは分家を出したことが大きい)、文政年間以降は停滞している。同家は地主経営のほか、金貸も行ない、米・生

(21) 「草莽の志士」型豪農と村・地域

表二 依田家持高表

村名	寛政元	文政元	天保7	安政元	明治元
下井尻	石 136.6484	77.5081	113.3717	97.6316	110.7798
七日市場	62.5910	58.1100	10.0480	6.5450	18.5440
上塩後	27.4927				
下於曾	(1.5068)				
西広門	(2.5480)				
八幡	?				
下塩後		2.7246	?		?
上井尻西方		.4307			
西後屋敷上			1.8322		
合計	余 230.7869	138.7734	余 125.2519	104.1766	余 129.3238

藤村②論文より転載

糸・たばこなどを扱う商人でもあった。このように、依田家は、経済的には紛れもない豪農であり、一九世紀の経営は停滞的であったことをまず確認しておきたい。また、同家は享保一〇年に浪人身分を獲得しており、それ以降村役人を勤めることはなかった。

井尻家は、一八〇一―一九世紀にかけてほぼ二〇〇四三石程の土地を所持し、農業経営のほか金貸も行なっていた。同家は、一八世紀以降、名主・長百姓役を勤めていたが、文化四（一八〇七）年に浪人身分を獲得すると、文政元（一八一八）年を最後に村役人を辞めている。同家は豪農といえるかどうか微妙な経営規模なので、以下本稿では依田家を中心的にとりあげ、井尻家は副次的に扱う。

依田・井尻両家は、文化四年まで村方の宗門人別帳に組み込まれていたが、翌年からは村役人奥印の上、両家だけ別紙証文で提出するようになり、文化一一年には村役人の奥印もなく、且那寺の奥印のみで提出することが認められた。また、天保八年には、両家は、村役人・小前の反対を押し切って、村用勤めや諸帳面

への署名は以後作代に任せて自分では行なわないことを村方に認めさせようとしている。このように、一九世紀を通じて両家は一般村民との格差を強調することに努めていた。⁽⁶⁾

以下、第一章では近世後期における依田・井尻両家の村や地域における社会関係について検討し、第二章で幕末維新期における両家の草莽隊への参加とその後軌跡を跡付けることにしたい。

第一章 近世後期の依田家と村・地域

本章では、近世後期に一般農民との差別意識を強めつつあった依田家が、それによって村内や地域でいかなる矛盾を生み出していたかを知るために、若者組・分家・村役人・小作人など村内・村外の各層との関係について具体的に検討する。

第一節 依田家と若者組

本節では、依田家と若者組との確執について検討する。なお、下井尻村は村内が五つのムラ(組)に分か

れており、それぞれの組ごとに若者組が組織されていた。

①文化一一年の一件⁽⁷⁾

若者組は、毎年正月一四日に道祖神の祭礼を行っていたが、文化一一年の祭礼の際にトラブルが発生した。依田家が自らの属する東中組の若者方へ祝儀を渡したところ、若者側が祝儀の増額を要求してきたのである。依田家が、儉約を定めた村議定⁽⁸⁾を理由に増額を断ったところ、若者側は祝儀の品すべてを突き返してきた。そこで、同家が独自の判断で、正月一三日の夜に村内の東下組・新居組両組の道祖神へ御神酒を納めたところ、一四日の夕方両組の若者が礼に来た。ところが、一四日の夜、東中組の若者たちが依田家の畑に乱入して、畔に植えてあった桑を引き抜き踏み折るといふ報復行動に出たため、依田家はこの一件を石和代官所に出訴した。若者側は容疑の全面否定を続け、その内に立入人が中に入って三月に内済となった。内済の内容は、若者側が依田家に詫びを入れ、依田家は翌年の祝儀を増額するというものであった。

この一件については、既に氏家・山本両氏がそれぞれ異なった評価をしている。氏家氏は、この事件は、土俗の神に対する民俗的な心意を体現した若者組が、村の平衡（共同体のバランス）意識を逆なでするような依田家の富の集積と、浪人という別格意識とに反発して起こしたものであると述べている。山本氏は、幕藩権力が地域社会へ浸透していくうえでの媒介項の役割を果していた依田家と、村秩序から逸脱する存在になっていた若者組とは決定的に断絶していたと主張する。すなわち、氏家氏が共同体に依拠した若者組と共同体から遊離した依田家との対立と把握するのに対し、山本氏は若者組の方が共同体的秩序から逸脱しているとして、異なった理解を示している。

私は、両者の見解とも一面の真実を言い当てているが、裏を返せばどちらも一面的であると考ええる。当時の依田家は村内では飛び抜けた石高を持ち、浪人としての別格意識を強めていた点で、確かに村から一定遊離していた。しかし、他方で、依田家が祝儀の増額を拒否したのは儉約を定めた村議定に従ったからであり、

文化一一年二月一日には村民二九名が出入の見舞に訪れている。また、後述するように、当時依田家は小前三八名とともに名主役の交替をめぐる村役人と争論の最中であった。これらを見ると、依田家が一般村民から完全に遊離していたとは言えない。

他方、若者組は、伝統的な共同体の行事である道祖神の祭礼を担い、村内で突出した浪人身分への反発を示している点では、共同体の側に立っている。しかし、村議定に反して多額の祝儀を要求している点では、村の規制から逸脱している。

すなわち、依田家と若者組のどちらも、それぞれ異なる意味で、一面では村に包摂された存在であるとともに、他面で村の規制から離脱しつつあった存在だったのであり、こうした両者の衝突がこの一件であった。この一件に関して、さらにいくつか注意すべき点を指摘しておこう。(一) この一件で依田家と対立したのは全村の若者たちではなく、村内に五組ある若者組の一つ東中組の若者たちであった。東中組の若者たちが「(依田家は)道祖神氏子之儀茂相離外組江差加候趣

申之」と述べているように、依田家は村の若者全体と対立したのではなく、東中組から他の組へ所属換えしようとしたのであった。事実、東下組・新居組の若者たちは、依田家から御神酒を受納するなど、同家と友好関係を保っているのである。この点からも、この一件に依田家と若者組との対立面のみをみる氏家・山本両氏の理解は一面的だと言えよう。(二)(一)で述べたように、依田家は若者組から完全に離脱しようとはしなかったのであるが、若者側が「(依田)民蔵殊このミニ而組ぬけ度杯を申、殊ニき違之様成道祖神祭礼者十一日頃ニ相成候得ば心遣ニ相成候間、是非此度者組をぬけ候杯と申候」と述べているように、依田家が若者組への嫌悪感を抱いていることも、また事実であったと思われる。(三) 依田家が浪人として帯刀しているのはあくまで身分標識であって、実際の村の実力は若者組の手にあった。依田家では、若者の野荒らしを浪人身分への反発によるものだと思認していたが、彼らを実力で懲戒することはできず、領主に訴えざるを得なかったのである。⁽⁹⁾

②天保九年の一件⁽¹⁰⁾

天保九年正月の道祖神祭の際には、依田家と東上組の若者たちとの間でトラブルが起った。道祖神の「御宿」を依田家で勤めてほしいという若者たちと、祝儀金なら出すが宿はできないとする依田家とが対立したのである。このときは堰下・新居両若者組が仲裁を申し出たが成功せず、一四日の道祖神祭には、依田家は宿もせず、祝儀や人足も差し出していない。

翌年正月にこの一件の内済議定書が結ばれたが、そこでは(一)祝儀の節は依田家から祝儀金一両を差し出すかわりに、道祖神の宿などはしない、(二)氏子入の際の祝儀は志納とする、(三)祭礼の際の人足は依田家からも原則として差し出す、といった点を取り決められた。

以上の経緯から、次の諸点が指摘できる。(一) 依田家はなるべく祭礼における若者組との接触を少なくし、金銭で事を済ませたいと考えている。(二) これに対して、若者側は、依田家にも宿を勤めさせ、祝儀金や人足を出させようとする。(三) 両者の妥協として、依

田家は宿は勤めないが、祝儀金や人足は負担すること
で決着する。結局依田家は若者組の習俗から自由であ
ることはできない。

③慶応四（一八六八）年の一件⁽¹¹⁾

慶応四年正月一日の夜、堰下組の若者たちが依田
家の持林に生えていた櫛の大木二本を無断で伐採した。
この一件は、二月に若者側が誤って伐採してしまった
旨の訛証文を差し出して解決した。この一件の際に、
依田帯刀は堰下組について「外組と違右様之儀度々有
之、其儘捨置候而者外々之響ニも相成後難之程も難斗」
と述べており、依田家と堰下組とのトラブルはそれま
でも度々あったことがわかる。

以上の依田家と若者組との確執から、以下のことが
わかる。依田家は、若者組に対して違和感・嫌悪感を
抱いていたが、常に若者組と全面対立していたわけ
ではなく、妥協点を見いだして共存していた。①、②の
一件が起こった時期は、ちょうど依田家が宗門改めや
作代の件で一般村民との別格性を強めようとしていた
時期であることから、若者組の意識には浪人身分への

反感があり、若者たちの行動は依田家の別格性を掣肘
し、同家を自らの論理に従わせようとするものであ
ったと思われる。そして、若者たちの発言や行動からは
浪人身分への畏怖や尊敬は窺えず、浪人の権威強化は
かえって彼らの反発を買う結果となったのである。

第二節 本・分家間争論

本節では、依田・井尻両家とその分家との間の争論
を取り上げて、浪人身分のもつ意味について考えたい。

まず、依田家の場合をみよう。⁽¹²⁾ 依田家には宝暦年中
に出した分家があり、天保一一年の時点では分家の当
主周兵衛が長百姓を勤め、天保一五年には父周蔵と弟
卯助の持高も合わせると一七〇石余と依田家を上回る
土地を所持していた。争論は天保一一年八月、名主清
兵衛宅での夫銭割合の席に、卯助が立ち会っていたこ
とから始まった。依田家側は、卯助は正式に別家した
わけではなく、まだ部屋住みの身分なのだから、夫銭
勘定に立ち会う資格はないと主張し、小前たちも卯助
の立会は不承知であった。しかし、周蔵は、卯助は既

に天保九年に別家しており、それは依田家も承知しているはずだとして納得しなかったため、依田家では同月田中代官所に出訴した。

吟味における代官所役人の立場は、分家側に述べた「(依田) 帯刀儀當時民間同様ニ者候得共、公儀ニおゐて浪人由緒御立被置候得者、並々之百姓申分とも事変り候段可弁、呉々手を置したひ候方當時之弁利家内安全謀ツマとなりとしるべし」の言に端的に示されている。

他にも、依田家を「帯刀もいたし候身分」、「(依田) 帯刀義者由緒有之身分ニ付武家同様ニ取調ニ致遣し候」などと述べており、役人側は依田家が浪人身分かつ本家であることを重視して、一貫して依田家に有利に吟味を進めている。その結果、天保一三年一二月には、分家から依田家に「向後ハ不依何事ニ万端御本家之御差図を受……不実之義無之様可仕候」などと記した詫書を提出し、依田家では、分家側に「往々疎遠不敬不実」がないことを見届けた上で、卯助の別家を認めることにしており、この訴訟は本家勝訴の形で決着したのであった。

その後、別家は実現しないまま弘化五(一八四八)年に至り、正月一四日に周兵衛が実子のないまま病死した。依田家では、卯助に跡を相続させるよう周蔵に話したが、周蔵は末子申男助しなぶすけ(卯助の弟)に相続させたいと主張し、本・分家間の争論が再燃した。このときも、代官所役人の吟味は、「申男助申立候者、(依田) 帯刀本家之権威ヲ申候段申上候処、いや／＼夫者左様者無之、其方共本家へ随順不致、先年議定ニ相ふれ候事斗いたし順ひ不申故、度々被願候様之事斗致候間、其方心得方宜無之旨被仰聞」、「武家ニテ者分家者本家之家老之支配ニ有之、右之訳柄能々弁可申」などの発言からわかる通り、今回も一貫して依田家側を支持するものであった。結局、同年五月に濟口証文が取り交わされたが、その内容は、(一)周兵衛の跡は卯助に相続させる、(二)申男助は卯助の準養子にする、(三)卯助・申男助とも以後本家に随従し、何事も本家と相談の上で行なう、というもので、この度も依田家側の勝訴であった。

以上二つの争論から、次の三点が指摘できる。(一)

当時の依田分家は、本家を凌ぐ高を所持し、村役人を勤める家柄であったが、それでも本家は分家の相続問題に介入しようとし、本・分家争論が引き起こされた。これは村内部では決着せず、代官所に持ち込まれた末、いずれも本家側が勝訴した。(一)代官所役人の論理は、①依田家は浪人身分であり、武士に準ずる存在である、②武士の間では本・分家の別は厳然と守られている、③したがって、この争論でも分家は本家に従うべきであり、依田家側の主張に正当性がある、というものであった。(二)依田家の浪人としての地位は、自力で分家を屈服させる力はなかったが、領主の吟味に持ち込まれた時には威力を発揮し、勝訴の大きな原動力となった。その意味では、浪人という身分は依田家にとってメリットがあったといえる。

こうした本・分家間争論は、井尻家においても発生している。⁽¹³⁾井尻家では、文政元年まで井尻源三が浪人身分で、息子の仙蔵が長百姓役を勤めていたが、同年八月仙蔵が浪人身分を継承して源三と改名し、文化年間に分家した弟の清兵衛に長百姓役を譲った。以後、

本家は浪人身分に純化し、清兵衛家が名主・長百姓を勤めていく。そして、仙蔵(源三)の子源三と清兵衛の子清兵衛の代に至り、慶応元年六月に、源三(当時藤右衛門と改名)が、(一)清兵衛は新しく建てた両親の墓碑に父の名を「井尻藤右衛門政勝」と刻んでいるが、藤右衛門とは本家の当主名であり、かつ現在の自分の名乗りでもあるため、不都合である、(二)これは、「自然本家と可相名乗企と相見江、本別并墓所迄往々混乱之所行取巧候義」であり、「本家大切之存意毛頭無之義」であるとして、「本別之差別相立候様」にと田中代官所に出訴している。この一件は明治二年に至ってもまだ争われており、同年藤右衛門は、清兵衛が本家の自分と同名の藤右衛門に改名しようとしており、これは「本家之私ヲ軽蔑ニ致候筋」、「本家江敵対名前迄奪取候仕曲」であると非難している。すなわち、この争論は藤右衛門が、分家に本家の地位を奪われるかもしれないという危機感を抱くほどの深刻なものなのであった。この争論の結末は明らかでないが、次の点は指摘できよう。山本氏は、文化四年に浪人身分を獲

得した井尻家が、その時点でイエの由緒を独占し、祖先祭祀権を掌握して同族団の長として公認されたとしている。⁽¹⁴⁾しかし、井尻家の意図はその通りであるとしても、現実には決して同家の思惑通りには進まず、幕末まで井尻家は本・分家間争論を克服できずにいるのである。

以上みてきた依田・井尻両家の本・分家間争論から、次の点が指摘できる。(一)本家で、かつ浪人身分であるということは、分家との争論に勝つための有利な材料であり、この点において浪人身分であることのメリットは大きい。(二)しかし、それはあくまで領主の吟味においてのことであって、村方において本・分家間争論を未然に抑止するほどの権威は有していなかったのである。

最後に、本・分家間争論以外の依田家の争論について一言触れたい。その他の争論においても、安政四(一八五七)年の依田帯刀と隣村七日市場村長百姓彦左衛門他一名との質地請戻し出入の際に、帯刀が江戸の寺社奉行所において浪人の由緒格式について尋ねら

れ返答しているように、領主が吟味の際浪人の身分を考慮することはあったと思われる。もっとも、これが訴訟に有利にはたらいたという証拠はない。他の事例でも、領主が浪人身分だからという理由で依田家に有利に吟味を進めたという確証はなかった。また、下井尻村や周辺村々の者が、依田家との争論に際して、相手が浪人だからといって特別の遠慮や配慮を示した形跡はみられない。

第三節 村方騒動と依田・井尻家

本節では、村方騒動と依田・井尻家との関係について検討する。

下井尻村では、一九世紀に入ると頻繁に村方騒動が起こっているが、そのいくつかを年代順に瞥見しよう。

(一)文化五年には、夫銭割をめぐる、長百姓井尻仙蔵と小前四一人との間で争論となった。井尻家では、文化四年に源三が浪人身分を獲得していたが、その子仙蔵は文化五年に依然村役人の地位にあったのである。

争論の結果は、文化一〇年六月小前側の勝訴となり、仙蔵は以後名主に就任することを禁止され、小前による夫銭帳の写し取りが実現した。このときの小前側の「仙蔵批判のなかには、「源三儀一兩年此方平生帯刀ニ而村内見舞其外往来等仕、小前百姓農業之障ニ罷成候事⁽¹⁵⁾」という一条があり、ここから新たに浪人身分を獲得した井尻家に対する小前層の反感が読み取れる。また、依田家は、この争論では小前側を支持していた。

(二) 文化一〇年には、時の名主周兵衛（依田家の分家）が長百姓作右衛門に名主役を譲ろうとしたところ、小前の半数以上にあたる三八名が反対したために争論となった。この時、依田帯刀は小前側に与している。この一件は少なくとも文化一二年までは続き、その結末ははっきりしないが、作右衛門は以後も幕末まで名主に就任していない。(三) 文政一二年七月に小前が夫銭の減額や名主交代などを名主清兵衛（井尻家の分家）他村役人に要求した。同年名主は清兵衛から周兵衛に交代し、小前側の要求のかなりの部分が認められた。このとき依田帯刀・井尻源三は小前側についてい

る。翌年、小前側が村役人に、各自の持高と年貢・夫銭の額を記した「仕訳書目録」を銘々に発行するよう要求したときには、井尻源三が仲裁に入っている。

(四) 天保一年に、小前たちが、名主清兵衛の公金横領・村方文書非公開を糾弾し、名主の交代を要求したため争論となった。その結果、名主は周兵衛に交代し、同年の内済ではおおむね清兵衛に非があったとされ、勘定のやり直しや文書類の公開が定められた。(五)

(四)の一件は以後も尾を引き、小前たちは、嘉永四年に当時長百姓であった清兵衛と、文久三年には先の清兵衛の子である長百姓清兵衛と、それぞれ争っている。以上、一九世紀の主立った村方騒動を瞥見したが、騒動の際小前層から追及されるのは常に村役人であった。他方、依田家は、村役人を勤めなかったため、小前から糾弾の対象とされることがなく、小前の側に立つことさえあった。井尻家も、文政元年以降は騒動での追及対象とはなっていない。これは、両家が浪人身分を獲得することによって得られたメリットであった。

しかし、村役人を勤めないということは、反面で村

政から遊離し、村役人との間に対立を生む原因ともな
 った。二つの例をあげよう。(一)安政四年には、依田
 帯刀が長百姓清兵衛から安政三・四年分の年貢夫錢を
 滞納したとして訴えられている。このとき帯刀の年貢
 夫錢滞納は事実であったが、清兵衛の親が名主中に依
 田家が年貢諸役を過納した分があり、帯刀がそれとの
 差引勘定を求めている間に出訴されたのであった。¹⁶⁾
 (二)安政二年には井尻源三が、名主佐右衛門を年貢・
 村入用の勘定に関して出訴している。源三の主張は、
 彼が安政二年夏の村小入用勘定の際、嘉永六・安政元
 兩年の年貢等の納め残し分も共に納入しようとしたと
 ころ、佐右衛門が安政二年分しか受け取らないので、
 三年分まとめて清算してほしいというものであった。¹⁷⁾
 以上の両事例とも、年貢等の納入方法をめぐって村
 役人と意見の対立が生じたものであるが、こうした村
 役人との見解の齟齬は、依田・井尻両家が村政運営か
 ら離脱するに従い、避けられなくなるのであった。

第四節 地主・小作関係と百姓一揆

本節では、これまでみてきた以外の依田家と村・地
 域との関わりについて考えたい。

①地主・小作関係

ここでは、依田家と小作人との関係について述べた
 い。小作人たちが共同して、不作・困窮などを理由に
 小作米の減免を願うことは、既に一八世紀半ばからみ
 られた。地主側が協定を結んでこれに対抗することも
 早くは明和九年からみられたが、文化五年には依田家
 と分家周兵衛との間で小作人への共同対処を定めた協
 定が結ばれている。しかし、これ以降も小作米の減免
 や未進をめぐる依田家と小作人との対立は繰り返され
 ており、その際には本・分家は共同行動をとっている。
 また、こうした対立の際に、小作人たちが、依田家が
 浪人であることにより特別の配慮をしている気配はな
 い。

その中で、嘉永二(一八四九)年には興味深い一件
 が起こっている。¹⁸⁾同年四月に隣村七日市場村の小作人
 七人が申し合わせて、七日市場村にある依田家の所持
 地の小作を拒否した。この一件は、単なる依田家と小

作人との対立ではなく、七日市場村側では村役人が依田家との交渉に当たり、また村寄合を開いて対応を協議している。すなわち、七日市場村では、同村に入作している依田家に対して夫錢などについてこれまで以上の負担をさせるための手段として、村ぐるみで小作拒否を行なったのである。この一件は同年閏四月に依田家が一定の負担増をすることで内済となり、これまで通りの地主小作関係が回復した。このように、他村への出作地については、依田家は村ぐるみの運動にも直面しなければならなかったのである。

② 甲州天保一揆と依田家

天保七年八月の甲州天保一揆（郡内騒動）の際には、依田家も打ちこわしを受けた。この点については、既に安藤・藤村・山本各氏が検討しており、⁽¹⁹⁾ここでは以下の諸点を簡単に指摘するにとどめる。(一) 下井尻村では、依田家と分家の周兵衛、周兵衛倅卯助の三軒が打ちこわされたが、井尻家は打ちこわされていない。ここから、一揆勢は豪農・米商人を襲ったのであって、浪人を襲撃対象としたのではないことがわかる。依田

家は浪人だから打ちこわされたのではなく、豪農としての経済活動を理由に打ちこわされたのである。また、逆に浪人だからといって、一揆勢から容赦されることはなかった。(二) 下井尻村の者たちは一揆勢には同調せず、依田家のために家の防衛や、炊き出しとその運搬に、男一四人、女八人が協力している。(三) 一揆後、依田帯刀と周兵衛は一揆勢に酒食を提供したことを咎められ、依田家は「浪人之身分刃戟を以防方手段も可有之之処、酒食振舞乱妨を相通……不埒ニ付」として三〇日の押込、周兵衛は「乱妨ヲ可通与酒食差出振舞候始末不埒ニ付」として過料錢三貫文を命じられた。⁽²⁰⁾この両者の処罰の差は、浪人が領主から一揆勢との対決を期待されていたことによる。しかし、依田家はゲヴァルトにおいては村内の若者組の前にも無力だったのであり、一揆勢には対抗し得べくもなかった。ここに、浪人なるが故に領主から不可能事をも要求されて、百姓よりも厳しく咎められるという浪人の皮肉な一面をみる事ができる。

第二章 幕末維新期における依田家と村・地域

本章では、依田家の行動を中心に、幕末維新期における村と地域の動向を跡付けてみたい。

第一節 護国隊への参加

幕末動乱の時期に至って、依田家の惣領道長(帯刀の子)は村を出て、江戸で千葉周作・山岡鉄舟らに剣を学び、文久三(一八六三)年には新徴組に応募し、上京して芹沢鴨の配下に入った。同年江戸に戻ってからも剣術修業を続けたが、その最中の元治元(一八六四)年頃に次の歌を詠んでいる。⁽²¹⁾

我下賤に生れ来て国おうれうるのあまり若しこころ
さしある人あらハともにこころさしお同ふせんと思
ひけれハ

道もなき御世の行衛おたれかしる我をいさなへとも
にしたはん

この歌からは、国家の前途を憂慮して何らかの行動を起こしたいと思いつつ、誰とどのような行動を取れ

ばよいのかがわからずに焦慮する若者のパトスが読み取れる。こうした道長の行動は、依田家を代表してのものというより、血気にはやる若者の突出した行動ととらえるべきかもしれないが、慶応四(一八六八)年には状況が変化する。

すなわち、慶応四年の戊辰戦争の際に、官軍の中仙道東進を聞いて、依田道長は甲斐の浪人・神官ら七名と連名で、草莽隊を組織して官軍への従軍を願う「草莽志願書」⁽²²⁾を官軍副総督府参謀に提出するのである。

この史料からは、次の二点が指摘できる。(一)道長たちは、官軍への従軍を希望し、他への転戦をも厭わぬ姿勢をみせている。ここには、自らの住む村や地域を戦乱から防衛しようという姿勢は希薄であり、官軍の一翼に加わって国のために微力を尽くしたいという意識が強い。(二)彼らは、村々の浪人・神主たちによる草莽隊の結成を考えており、一般百姓層をも加えようという意図はみられない。

彼らの願いは認められ、同年六月に甲斐国の武田浪人たちの草莽隊である護国隊が結成された。依田家か

らは熊弥太の弟武松が参加し、井尻藤右衛門も参加している。護国隊は、銃陣調練を受けた上、上野原や甲府新青沼門の警備に当たった。明治三年の隊士数は六二人であった。なお、井尻藤右衛門は、明治元年に屋敷の石垣普請をめぐって村役人と争ったときに、「私方屋敷地普請而已ニ被差障候而者御年貢上納屋敷地進退仕居候詮も無御座、第一右体之迷惑筋被仕掛候而者此節柄護国隊御奉公筋差支ニも可相成与痛嘆ニ不堪⁽²³⁾」と述べており、護国隊への参加を理由に村内での争論を有利に運ぼうとしていることを指摘しておきたい。

さて、ここで、政治的中間層という点では依田家と共通の立場にありながら、依田家などの浪人層の志向とは対照的な動きを示した甲斐国の郡中惣代たちの動向を紹介しておこう。慶応三年一〇月、山梨・八代両郡の郡中惣代五名は、石和代官所に幕府の兵賦取立に反対する嘆願書を提出しているが、この嘆願書では以下の諸点に注目したい。(一)郡中惣代たちは、甲斐国が武田・徳川両家との格別の由緒をもつことを強調し、これを兵賦免除の根拠付けに用いている。これを浪人

層の主張と対比すると、①ともに武田家以来の甲斐国の特殊性を強調しつつも、郡中惣代たちがそれを「国柄」として甲斐国に住むすべての者がその恩恵に浴すべきものとするのに対して、浪人層は自分たち特定の家のみが武田家とのつながりによって特権を享受しようのだと考えている、②郡中惣代たちが甲斐の国柄を強調することによって軍事動員(兵賦徴発)を拒否しようとするのに対し、浪人たちは由緒の自覚から積極的に官軍に身を投じようとする、という二点において、両者の主張は対照的である。また、郡中惣代たちの論理は、由緒の強調が差別の再生産につながるだけでなく、場合によっては地域の共通利益を実現する武器にもなりうることを示している。(二)郡中惣代たちは、他国への人数差し出しの前例はないとして兵賦徴発には反対しつつも、甲府城警衛ならば「抛身命精忠可仕」として、郷土防衛には積極的に対応する姿勢をみせており、この点も浪人たちの主張とは対照的である。(三)郡中惣代たちは、現状について、諸物価高騰のため小前層が不穏な動きをみせており、村役人たちが強訴に

もなりかねない状況を何とか押えているのだと述べ、だから兵賦徴発などこれ以上の負担増は無理だと主張している。ここから、彼らの反対は小前層の動向を考慮しつつなされている、見方を変えれば小前層に突き上げられてのものである、といえよう。すなわち、彼らは小前層の意向を代表、または代弁して嘆願していたのである。郡中惣代については既に久留島浩氏が、彼らは幕末まで一般農民層の代表者としての立場を保持し続けていたことを明らかにしており、この嘆願書⁽²⁵⁾の内容も久留島氏の見解を裏付けている。(四)以上のことから、幕末維新期の甲斐国には、郡中惣代層と浪人層という両様の政治的中間層が重層的に存在したが、彼らは互いに対照的な動きを示したことがわかる。そして、この違いは彼らの村や地域における社会的位置の相違に淵源しているのである。すなわち、浪人層が村役人を勤めないため一般農民の動向に配慮することが少なかったのに対して、郡中惣代たちは村役人層であったため一般農民の動向に大きく規定されていたのである。

話を護国隊に戻すと、明治三年四月、戦乱の終結と治安の回復とともに護国隊は解散され、隊士は以後農籍、帯刀不許可とされた。この措置は浪人たちにとってはショックであり、同月護国隊惣代四名は、以後も「万一時変之節者粉骨碎身御奉公」をするため、隊の名称は存続させ、支給された小銃もそのまま預かり、年に七、八度は自費で稽古を続けた旨嘆願している。ここに、何とか官軍の一員に留まりたいという、浪人たちの願いをみてとれる。しかし、隊号の存続や小銃の保持は許されず、辛うじて講武所での稽古と、その時だけの小銃の貸与が認められたに過ぎない。⁽²⁶⁾

第二節 戸長としての活動

明治三年十一月、浪人たちの身分は一代限りの貫属卒となったが、同五年には平民に変更された。それともない、依田家は、明治五年八月には、村役人から「是迄ハ貫属故別ニ取斗致候へ共、今般平民之上ハ一體之義ニ付、以来之処平民同様寄合江可参姿ニ而、人頼ニ而も亦バ代ニ而も可差遣旨、外触事も外同様触流し

ニ致候間、左ニ心得吳候様⁽²⁷⁾と申し渡された。もう平民なのだから、特別扱いはほしくないというわけである。そして、同年一月には、名主が廃され戸長が置かれることになり、惣小前の入札の結果依田楯脇(帯刀改め)が下井尻村戸長に選ばれた。彼はもはや平民であり、村内で最高の経済力をもつ身であるから、選ばれても不思議はないといえるが、ここからは依田家が時には他の村人と摩擦を起こしつつも、村民との決定的対立状況にはなかつたことがわかる。

楯脇は明治七年に道長に戸長職を譲るが、道長は同年山梨県権令藤村紫朗に宛てて、二通の建言書⁽²⁸⁾を提出している。この建言書には、彼の政治・社会意識がよく表れている。第一の建言書では、次の諸点が建言されている。(一)外国貿易による負債の償却は、豪農富商をはじめ皆が「皇国ノ臣民」の自覚をもって応分に負担し、「国家万世ノ為メニ力ヲ尽ス」べきである。(二)王土王民思想を前提としつつも、当時あっては古代の区分田のような「民族平一ノ法」は施行し難いので、所持地の規模によって上等・中等・下等の三区

分を設けて課税するのがよい。(三)人民の外国との「直交易」は外国を利するので禁止し、官による統制を行なう。(四)「準流罪ヲ犯ス者」を富士山麓などの開墾に従事させる。

また、第二のの建言書の内容は次の通りである。(一)甲斐の民情は因循姑息で脱刀断髪などの明治政府の開化政策が実行されていない。そこで、今後は結髪所(髪結床のことか)を廃して断髪所とし、「結髪ノ職業致ス者并ニ結髪スル者」は科料とする。(二)開化の世に当たって夜這いなどは男子の恥であり、禁止すべきである。戸長は、人民に「御布達」や新聞を読み聞かせて教化し、国家のために尽くすように仕向けることが肝要である。(三)婚礼や葬儀には、親戚・組内・正副戸長以外の村人や他村の者の参加を禁ずるべきである。(四)七、八月の花火は開化の世にふさわしくない。(五)県の職員二、三名を「開化掛り」に任命し、国中を巡回して教化に当たらせる。

以上の建言書の内容から、依田道長は明治政府の開化政策を全面的に支持しており、その立場から全国的

な視野に立った建策をしていることがわかる。また、第一の建言書の(一)、(三)などからは「皇国ノ臣民」の立場からのナシヨナリズムの主張が読み取れる。一方、彼には、結髪・夜這い・花火などの民衆の慣行が開化の世にそぐわぬ因循姑息なものと写っており、民衆にこうした慣行を改めさせ、国家目的に主体的に奉仕させることが、戸長たる自分の職務であると位置付けている。また、婚礼や葬儀を村ぐるみで行なうという共同体的なあり方に対しても、時間と費用の無駄だとして批判的である。すなわち、彼は戸長には就任したものの、その政治姿勢は一般民衆の代弁者たろうとするものではなく、逆に明治政府の「開明」官僚に通じるものであり、民衆の抵抗を廃して政府の開化政策を在地に浸透させる尖兵たることに自らの存在意義を見いだしている。村にありながら村人との差異を強く意識し、権威・権力に連なるうとする依田家の基本的姿勢は、この時点でも大きく変わっていないといえよう。

しかし、こうした依田家のあり方は村方との矛盾に

逢着せざるを得なかった。道長は、建言書提出に前後する時期、「弊村之如キハ因循之魁タル者ナリ」とし、そのために村政が「諸事延滞シ御公慮ヲ煩ハシム、実ニ開化ノ妨害トナラン」と述べ、村政の停滞を嘆いて自ら戸長の職に堪えずとして免職を願っている²⁹。依田家が「草莽の志士」型豪農としての道を歩む限り、矛盾の解決は困難であった。

おわりに

ここで、これまで述べてきた点をあらためてまとめよう。

(一) 依田家は、豪農でかつ浪人身分であり、一九世紀には経営の停滞をカヴァーするためあって、浪人として他の百姓との格差を強調し、村内で他に優越した地位を確立しようと努めていた。

(二) 若者組はこうした依田家に反発して何度か争論を起こしたが、その都度妥協して共存していた。したがって、両者の関係を断絶面のみで把握するのは正し

くない。

(三) 浪人身分であることは、本・分家間争論において領主の吟味を有利に運ぶことに役立った。しかし、本・分家間の争論の発生自体を未然に抑止するだけの効力はなかった。まして、本・分家間争論以外の地主・小作出入や質地出入などにおいて、相手方が浪人身分に対して特に畏怖や遠慮を示した形跡はなく、領主が依田家に浪人だからといって肩入れした証跡もない。

(四) 浪人であることの消極的メリットとして、村役人にならないため村方騒動で小前の糾弾を受けずに済んだことがあげられる。しかし、反面村政運営から一定遊離することは避けられなかった。

(五) 甲州天保一揆の際には、依田家も打ちこわされ、しかも浪人なるが故に百姓以上に厳しく咎められている。

(六) 以上みたように、依田家の権威強化の動きは、若者組をはじめ村人たちの反発を買うことこそあれ、自らの優越的地位を安定的に維持するためにはあまり

有効ではなかった。しかし、同家としては今更後戻りできず、幕末の動乱期には「草莽の志士」としての道を進んでいく。

(七) 他方、村人たちにとっては、村内に浪人がいることによるメリットはなかったが、村方騒動で共同したり、一揆の際には力を貸すなどの協力関係は存在した。

(八) 慶応四年に武田浪人たちは護国隊を結成したが、そこには一般百姓層とともに村や地域を守ろうという意識はみられず、官軍の一翼に加わりたいとの願望が強い。さらに、井尻家は、護国隊への参加を自己の村内での立場を有利にするために利用している。したがって、護国隊の結成は、近世後期の浪人層の権威志向性の延長上にあるものとして理解できる。

(九) これに対して、同時期に郡中惣代層は、浪人層同様武田・徳川両家との由緒を強調しながらも、その由緒を小前層の負担軽減、地域的共通利益の実現のための根拠づけに用いている。このように、幕末の甲斐国には、浪人層と郡中惣代層という対照的な動きを示

す政治的中間層が重層的に存在しており、両者の差は村や地域にあって、村政から遊離しつつ単独で権威を指すか、村役人として小前層の圧力を受け彼らの利害を代表する側に廻るかという違いであった。

(一〇) 明治政府は一旦浪人たちを護国隊として利用するが、すぐに切り捨てて平民にする。浪人としてのアイデンティティを失った依田家は、戸長として明治政府の開化政策を村方に浸透させることに新たな存在意義を見いだそうとする。

(一一) そこにみられる特徴は、第一に、一戸長でありながら一国全体の政策について提言するという全国的な視野の広さと、「皇国ノ臣民」としてのナショナルリズムの思想であり、第二に、当時の民俗を因循姑息なものとし権力による強制的介入を正当視するという、民衆蔑視と権威主義の姿勢である。

(一二) こうした依田家のあり方は、「草莽の志士」の時期、さらには近世後期から基本的に一貫したものであり、それゆえに同家を「草莽の志士」型豪農の典型と位置付け得るのだが、同家のような方向では結

局村や地域での矛盾の解決は困難であったといえる。

(1) 拙稿「幕末・維新时期における農民と村落共同体」『歴史評論』四七五、一九八九)、同「幕末維新时期村落への視角」『論集きんせい』一四、一九九二)。

(2) 拙稿「幕末維新时期における村と地域」『歴史学研究』六三八、一九九二)。

(3) 高木俊輔『明治維新草莽運動史』(勤草書房、一九七四)。

(4) 以下、本稿で使用する史料はすべて国文学研究資料館史料館所蔵の依田家・井尻家文書である。両文書については、『史料館所蔵史料目録』第五集、第一三集として目録が刊行されており、本稿で典拠史料を示すときには同目録の整理番号を用いた。

(5) 藤村潤一郎①「近世中期における地主経営の実態」『史学雑誌』六八一四、一九五九)、同②「天保甲州郡内騒動の諸側面」『史料館研究紀要』二、一九六九)、山本英二①「浪人・由緒・偽文書・苗字帯刀」『関東近世史研究』二八、一九九〇)、同②「甲斐国『浪人』の意識と行動」『歴史学研究』六一三、一九九〇)。これ以外の先行研究については、山本①論文の註を参照されたい。

(6) 氏家幹人『江戸の少年』(平凡社、一九八九)、山

本②論文。

(7) 本項の分析は依田二二一八～二二二二による。また、氏家前掲書、山本①、②論文が既にこの一件について検討を加えている。

(8) この村議定は、文化八年の郡中議定をうけて取り決められたものである。山本②論文参照。

(9) (一)、(二)、(三)の点については、氏家前掲書、山本①、②論文を参照。

(10) 本項は依田七七五、二二二三による。

(11) 本項は依田二二二四による。

(12) 以下の分析は依田一三三一、一三三二、一八七八、一八八一、三五二二、三五二六による。

(13) 以下の分析は井尻四八一、六九一による。

(14) 山本①、②論文。

(15) 依田二〇〇六。

(16) 依田二〇一六。

(17) 井尻一八九七。

(18) 依田一三四一。

(19) 安藤正人「甲州天保一揆の展開と背景」(百姓一揆研究会編『天保期の人民闘争と社会変革』上、校倉書房、一九八〇、所収)、藤村②論文、山本①論文。ただし、山本論文では、依田家は打ちこわしを受けなかったとされているが、依田一三三八によれば実際は少々

打ちこわされている。

(20) 依田三四一九。

(21) 依田九五〇、一二二八。

(22) 依田一二一九。

(23) 井尻九六九。

(24) 依田四五四四。

(25) 久留島浩「直轄県における組合村―惣代庄屋制について」(『歴史学研究』一九八二年度大会報告特集号、一九八二)。

(26) 井尻一六五。

(27) 依田一五八五。

(28) 依田二七〇五。なお、二通とも下書であり、実際に提出されたかどうかは確認できないが、仮に提出されなかったとしても、これらの史料から彼の政治・社会意識をうかがうことができることに変わりはない。

(29) 依田四七九五。これは下書であり、この通りのものが実際提出されたかどうかは確かめられないが、明治八年一〇月に道長が病気を理由に戸長辞職を願っていることは確認できる。

(一橋大学助教授)